

著作権法施行令の一部を改正する政令の概要

I. 改正の背景

著作権法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 35 号）により、出版権として CD-ROM 等による出版についての権利やインターネット送信による電子出版についての権利が新たに規定され、それに伴う出版権の制限規定が整備されたこと等から、今般、著作権法施行令（以下「令」という。）につき、同法の施行に伴い必要な所要の規定の整備等を行う。

II. 改正の内容

1. 改正法の施行に伴う権利制限関係の規定の整備

- 改正後の著作権法第 86 条第 3 項等により、出版権の制限に関し、新たに、出版権の目的となっている著作物の公衆送信について著作権の制限規定を準用することとされたこと等から、同項等で準用している当該著作権の制限規定のうち、政令委任している規定により規定される以下の規定について、現行規定と同様の規定の整備を行う。
 - ・ 令第 2 条第 1 項（視覚障害者等のための複製等が認められる者）
 - ・ 令第 2 条の 2 第 1 項（聴覚障害者等のための複製等が認められる者）
 - ・ 令第 7 条の 2（美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等について講ずべき措置）
 - ・ 令第 7 条の 5（送信可能化された情報の収集、整理及び提供の基準）

2. 出版権の登録の申請書に係る記載事項の見直し

- 出版権の登録の申請書に「対価の額又はその支払の方法若しくは時期の定め」（令第 32 条第 2 号）を記載することが、出版権者が出版権の登録を躊躇する大きな要因となっているとの指摘があることを踏まえ、対価の額等を出版権の登録の申請書に記載すべき事項から除外する。

III. 施行期日

平成 27 年 1 月 1 日